

2020年4月8日
事務局長

新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」を受けた対策について

政府の「緊急事態宣言」発令を受け、会員各位、関係各方面の方々の安全確保の観点から、当会事業および事務局業務について、4月8日(水)より当分の間(現時点では5月6日まで)、下記の通りとさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます

記

1. 当会事業

- ◆ 組織運営に必要な会合については、中止・延期や書面開催等について都度判断させていただきます。
- ◆ その他の主催会合は原則として開催せず、役職員は外部会合にも参加しないこととさせていただきます。
- ◆ 原則として、来客は控えていただき、出張や訪問は自粛させていただきます。

2. 事務局業務

- ◆ 役職員は在宅勤務を基本とさせていただきます。
- ◆ 各担当者へのメール等は遠慮なくご利用ください。

以上